

## 卑劣な検察の「あと出しジャンケン」許すな！！

### 決定まで残された時間を惜しんで奮闘し

### 必ず「再審開始」決定を勝ち取って検察を批判しよう！

「検察官が意見書を提出し残り秒読み」

名張事件マスコミ報道

1月25日付の中日新聞、朝日新聞によれば、名張事件について検察官が20日付で「再現試験は不要」との内容の意見書を提出していたことが明らかとなった。

24日に担当検察官がマスコミ取材の際に明らかにしたものであり、通称ブラサガリ（囲み）での取材態様だった。

今後、弁護団が意見書を提出すれば弁護団、検察官双方の主張が出揃い、あとは名古屋高裁による決定を待つのみとなる。時期は弁護団の意見書の提出の時期によっても変わると思われるが、早ければ3月、遅くとも6月早々までには出されると思われる。

今回の報道では検察官もこれ以上の実験は必要ないと主張しているが、問題はその内容だ。

弁護団はニッカリンTには特定の不純物の濃度が24・7%含まれ、これが事件当時の鑑定で検出されない以上、ニッカリンTは使われていない、すなわち奥西さんは犯人ではないと主張してきた。

(ウラへ続く)

### 名張事件今後の予定

- 1月28日(土) 12:00  
大須観音宣伝行動 通算174回目
- 1月29日(日) 10:00  
南支部大会  
名南ふれあい病院・ビレッジ
- 1月29日(日) 13:30  
知多中央支部大会  
クラシティー半田
- 2月5日(日) 14:00  
天白支部大会  
天白スポーツセンター
- 2月5日(日) 14:00  
稲沢支部大会  
稲沢市民会館研修室
- 2月5日(日) 14:00  
東三河支部「名張事件学習集会」  
豊城地区市民館多目的室
- 2月12日(日) 14:00  
北支部結成大会  
北医療生協・わかばの里
- 2月17日(金)  
13:30 名古屋高裁要請行動  
15:00 名古屋高検要請行動
- 2月28日(火) 12:00  
大須観音宣伝行動 通算175回目

高検が意見書提出

名張事件

名張毒ぶどう酒事件の第七次再審請求の差戻し審で、名古屋高検が二十日付で、犯行で使われたとされる農薬の成分分析鑑定を受けた意見書を名古屋高裁に提出した。意見書の内容は明かしていない。弁護側も近く意見書を出す予定。双方の意見書が出そろった段階で高裁は、事件当時(一九六一年)に近い条件で鑑定をやり直すかを判断する。

弁護側は「事件当時の鑑定は不要」と主張している。鑑定をやり直さず、これまでの証拠で、高裁が再審を開始するかを決定する可能性もある。

中日新聞20120125

しかしながら今回検察が非公式ながら明らかとした意見書の内容については、再現鑑定が不必要とした理由について、「同試験の準備段階の手法で成分を抽出したところ、事件直後の鑑定と同様に不純物が検出されず、検察側の主張に沿う内容だった」としており、真っ向から弁護団の主張と争う構えだ。

昨年末におこなわれた鑑定人尋問でも明らかにしてこなかった、エーテル抽出について、いまさら「検出されない」などと言い出すこと事態、検察の卑劣な「あと出しジャンケン」としか言いようがない。このような検察に正義や公益の代表者を語る資格はない。

支援者らがいまなすべきことは何か。数か月以内に迫る名古屋高裁での判断について、「これ以上の検察の不正義を許すな」「奥西さんは無罪。ただちに釈放を」とのこれまでおこなってきた活動をさらに前進させ、8万筆を越えた署名を、早期に10万に到達させ、街頭で、集会で、名張毒ぶどう酒事件をはじめ、それ以外の事件で検察がおこなってきた証拠隠し、改ざんなど、枚挙に暇がない不正を、大いに訴えることしかない。

最後まで力を合わせて奮闘しよう。

## 名張事件

# 再審判断早まる可能性

検察、高裁に「再現試験は不要」

1961年、三重県名張市でブドウ酒を飲んだ女性5人が死亡した「名張毒ブドウ酒事件」の再審請求の差し戻し審で、事件で使われた毒物を特定するために、当時と同じ方法で成分を調べる試験を再現することについて、検察側が「必要はない」との意見書を名古屋高裁に出したことがわかった。検察側はこれまで

## 朝日新聞20120125

名張毒ブドウ酒事件をめぐる毒物鑑定	
<b>1 捜査側(事件直後)</b> 飲み残しのブドウ酒をペーパークロマトグラフ試験で分析 → 不純物は検出されず	<b>確定判決(1972年)</b> 毒物はニッカリンT
<b>2 弁護側(2004年)</b> ニッカリンTを最新の技術で分析 → 高濃度の不純物検出	<b>弁護側の主張</b> 事件直後の鑑定と異なる。毒物はニッカリンTではない
<b>3 名古屋高裁(2011年)</b> <b>A</b> 再現したニッカリンTを最新の技術で分析 → 高濃度の不純物検出 <b>B</b> ペーパークロマトグラフ試験の準備段階の方法で分析 → 不純物は検出されず	<b>弁護側の主張</b> 毒物はニッカリンTではない <b>検察側の主張</b> 事件直後の鑑定に誤りはない。毒物はニッカリンT

再現試験を求めていた。弁護側も再現は必要ないとの立場で、再審を開始するかどうかの決定が早まる可能性が出てきた。差し戻し審での鑑定を担当した鑑定人は昨年12月の尋問で、試験について、再現は難しいと証言。差し戻しから1年10カ月がたつていて、新たな鑑定人を探して試験を再現すれば、審理が長期化することは避けら

れない状況となっている。差し戻し審の争点は、犯行に使われた毒物が、奥西勝死刑囚(86)がブドウ酒に入れたと自白した農薬「ニッカリンT」かどうか。捜査側の鑑定は、事件直後に「ペーパークロマトグラフ試験」により実施されたが、ニッカリンTに含まれる特定の不純物は検出されなかった。この理由について検察側は「加水分解され

た」と説明していた。弁護側は第7次再審請求で、「ニッカリンTにこの不純物が高い濃度で含まれる」との独自の鑑定結果を新証拠として提出。「毒物はニッカリンTではなかった可能性があり、自白と矛盾する」と主張してきた。鑑定結果が捜査側と弁護側で異なるため、最高裁が2010年4月、「ペーパークロマトグラフ試験で毒物を鑑定するなど、審理を尽くす必要がある」として審理を差し戻した。高裁の鑑定は昨年実施された。この結果、ニッカリンTを水に混ぜたものには弁護側の主張通り、高濃度の不純物が含まれていた。一方、同試験の準備段階の手法で成分を抽出したところ、事件直後の鑑定と同様に不純物が検出されず、検察側の主張に沿う内容だった。当時の試験と近い条件にするため、強い酸性状態にしても検出されなかった。このため検察側は同試験では不純物は検出されず、奥西死刑囚の自白の信用性は揺るがないと判断した。(上田真由美、山田雄介)